損をしない
消費税転嫁対策

中小企業・
小規模事業の事業主の方

営業・購買・仕入れ担当の方

必見！

中小企業庁

平成25年10月1日より、
「消費税転嫁対策特別措置法」

（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）

が施行されています!

※平成30年9月30日までの措置。

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、
大規模小売事業者等が、減額や買いたたきなどにより
消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を
拒否することなどを禁止すること等を定めた法律です。

ポイント 1

大規模小売事業者等による
転嫁の拒否行為は
禁止されています。

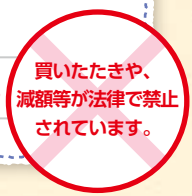

ポイント 2

「消費税還元セール」
といった宣伝や広告が
禁止されています。

ポイント 3

総額表示義務の特例
によって、商品やサービスに
ついて本体価格のみの表示
が認められています。

ポイント 4

消費税の転嫁および
表示の方法の決定に係る
共同行為が
認められています。

このような事業者間の取引が対象です!

① 買い手が大規模小売事業者のケース

特定事業者（買い手）	取締りの対象	特定供給事業者（売り手）
大規模小売事業者※		継続して商品や役務を供給する事業者

※大規模小売事業者

売上高100億円以上または 店舗面積3,000㎡以上 ※東京都特別区および政令指定都市の場合

一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（大手スーパー、コンビニなど）。

② 買い手が大規模小売事業者以外の法人のケース

特定事業者（買い手）	取締りの対象	特定供給事業者（売り手）
大規模小売事業者以外の法人 ! 中小企業も対象になる場合があります。		継続して商品や役務を供給する事業者 ●資本金の額が3億円以下の事業者 ●個人事業者 ●人格のない社団等

※「継続して」とは、事業者間に継続的な取引関係がある場合を指します。
　個別の商品ごとに継続的な取引関係がある状態を指すものではありません。
※これまで取引したことのない相手方から商品を1回限りの取引で購入する場合などは、「継続して」には該当しません。

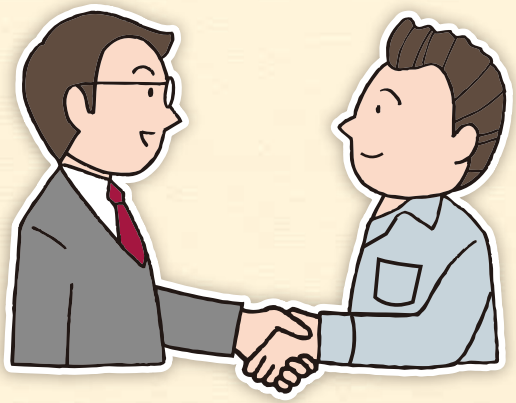

特定供給事業者（売り手）に対する減額

減額 とは？ ▶5ページ

商品または役務の提供の対価の額を
事後的に減じて、消費税の転嫁を
拒むこと

買いたたき とは？ ▶6ページ

商品または役務の提供の対価の
額について、合理的な理由なく、
通常支払われる対価よりも低く
定めることにより、
消費税の転嫁を拒むこと

商品購入の要請 とは？

売り手が買い手の指定する商品を購入しなければ、
消費税の上乗せにあたって不利な取扱いをすると示唆をすること

や買いたたき、報復行為等が禁止されています。

役務利用の要請　利益提供の要請　とは？ ▶8ページ

消費税の転嫁を受け入れる代わりに、
自己の指定する役務を利用させたり、
自己のために金銭・役務・その他の経済上の
利益を提供させること（協賛金や協力金等、
名目のいかんを問わず行われる金銭の提供、
作業への役務の提供など）

本体価格（税抜価格）での交渉の拒否　とは？ ▶9ページ

商品または役務の提供の対価に係る
交渉において、「消費税を含まない価格を
用いる旨の申出」を拒むこと

報復行為　とは？

公正取引委員会等に転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、
取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱いをすること

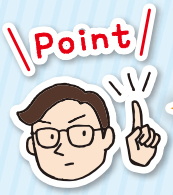

消費税分を支払わない、消費税分を上乗せする契約をしていたのに、支払う段階になって消費税分を下げる

「減額」は、禁止!

転嫁拒否していませんか?

これは**違反行為**です!

小売業界の皆さん、ご用心!

大規模小売事業者であるA社は、自社で販売する商品の納入業者(特定供給事業者)に対し、**平成26年4月1日以後に供給を受けた商品について、仕入伝票ごとに、あらかじめ定めた消費税込みの単価に品目別の数量を乗じて得た金額について1円未満の端数を切り捨てた金額を算出**し、これらの仕入伝票ごとの額を合計した金額を支払っていた。

支払明細	
単価(消費税込)	24.37円
数量	55個
支払合計	1340.35円

宿泊業界の皆さん、ご用心!

ホテル業を営むB社は、自社の取引先(特定供給事業者)に対し、**毎月の消費税込請求金額に応じて1,000円未満又は100円未満などの端数を切り捨てた金額を支払い**、さらに、一部の納入業者(特定供給事業者)に対し、**毎月の消費税込みの請求金額から3%を差し引いた上で、端数を切り捨てた金額を支払って**おり、**平成26年4月1日以後も同様の取扱い**をすることとしていた。

端数も上乗せしましょう

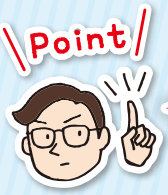

新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対して設定する

「買いたたき」は、禁止!

転嫁拒否していませんか?

これは違反行為です!

出版業界の皆さん、ご用心!

自社が出版する雑誌に掲載する記事の執筆を個人事業者(特定供給事業者)に委託しているB社は、その執筆者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、執筆料を据え置いていた。

地方公共団体関係の皆さん、ご用心!

木造住宅の耐震診断を希望する市民に対して耐震診断士を派遣する事業を行っているD市は、当該耐震診断を委託している耐震診断士(特定供給事業者)に対して、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの報酬を据え置いていた。

耐震診断料
平成26年4月20日
○○,○○○円 (消費税5%込)

税率引上げ分を上乗せしましょう

消費税の転嫁拒否はただちにご相談を! ▶17ページ

転嫁拒否されていませんか？

これは転嫁拒否です！

製造業界の皆さん、ご用心！

製造業者であるA社は、部品の製造委託をしている製造業者（特定供給事業者）に対し、**平成26年4月1日以後に納品されるものについて、発注の際に消費税率5%で計算した金額を記載した注文書を発行**していた。

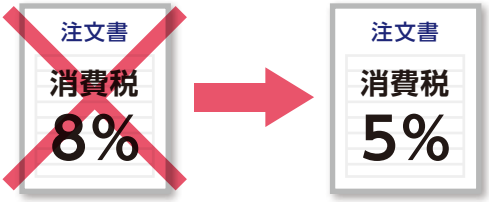

不動産賃貸業界の皆さん、ご用心！

自社が保有する不動産の内装工事を委託しているC社は、当該工事を委託する事業者（特定供給事業者）に対し、**平成26年4月1日以後も消費税引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いて**いた。

免税事業者の皆さん、ご用心！

製造業を営むE社は、部品の納入業者である免税事業者（特定供給事業者）に対し、**振込みの際に消費税率引上げ分を加算することなく支払って**いた。

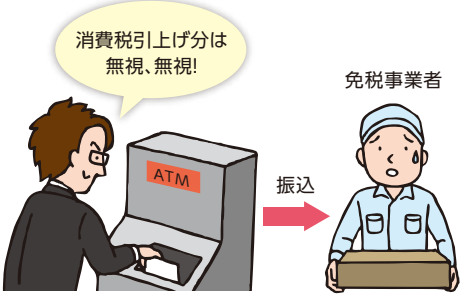

新しい税率で計算しているか確認しましょう

消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して協賛金やスタッフの派遣等を要請する

「利益提供の要請」は、禁止!

転嫁拒否していませんか?

これは違反行為です!

卸売業界の皆さん、ご用心!

日用品等の卸売をしているA社は、当該日用品等の納入業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、納入する商品について消費税率の引上げに対応した値札に付け替える作業を要請した。

小売業界の皆さん、ご用心!

大規模小売事業者であるB社は、自社で販売する食料品の納入業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い自社の店舗内で使用する棚札(プライスカード)の作成料を負担するよう要請した。

税率引上げ分の見返りを求めてはいけません

消費税の転嫁拒否はただちにご相談を! ▶17ページ

消費税額を加えた総額だけでしか売り手が
交渉できないようにする

「本体価格での交渉の拒否」は、禁止!

転嫁拒否していませんか?

これは**違反行為**です!

小売業界の皆さん、ご用心!

A社は、商品の納入業者（特定供給事業者）と消費税込価格で価格交渉を行う際に、**平成26年4月1日以後に納入される商品について、納入業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても応じない**こととしていた。

建設業界の皆さん、ご用心!

建設工事業を営むB社は、建設業者（特定供給事業者）に対し、建設工事の一部を委託する際に、**価格交渉で用いる請求書に、自社が指定する税込価格を記載する請求書を使用**させていた。

税抜価格による価格交渉にも応じましょう

消費税の転嫁拒否はただちにご相談を! ▶17ページ

SALE!

宣伝や広告の表示も、ご用心！

商品や容器、包装、チラシ、電話、ネオン・サイン、インターネットによる広告、
セールストークといった口頭での広告等、顧客を誘引するあらゆる表示が対象となります。

■転嫁そのものを行わない旨の表示

こんな表示はアウト！

- 消費税は転嫁しません
- 消費税はおまけします！
- 消費税還元！

■消費税額の全部または一部を値引きする旨の表示

こんな表示はアウト！

- 消費税率上昇分値引きします
- 消費税８％分還元セール！
- 増税分をレジにて値引き！

■消費税に関連して経済上のサービスを提供する旨の表示

こんな表示はアウト！

- 消費税相当分をポイント付与！
- 消費税相当分の商品券を差し上げます！
- 増税相当分のお好きな商品１つプレゼント！

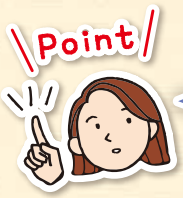

あたかも事業者が消費税を負担しているような、

「消費税分を値引きする等の宣伝や広告」は、禁止!

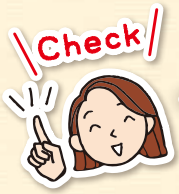

以下のような宣伝や広告の表示は禁止になりません。

■消費税との関連がはっきりしないもの

春の
生活応援セール

新生活
応援セール

こんな表示は
セーフ！

■たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけのもの

3%
値下げ！

3%
還元！

2%
ポイント還元！

こんな表示は
セーフ！

■たまたま消費税率と一致するだけのもの

8%
値下げ！

8%
還元セール！

10%
ポイント進呈！

こんな表示は
セーフ！

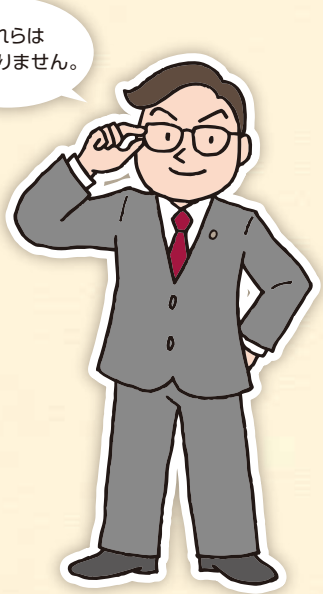

¥000 値札等の価格表示にも、ご用心！

小売段階における値札の価格表示は、原則税込価格の「総額表示」が義務づけられていますが、以下のような特例措置が設けられています。

■税抜価格や旧税率に基づく価格表示であることを明記していれば、本体価格での表示ができます。

こんな表示はセーフ！

●個々の値札等で税抜価格を明示する例

- ○○○円（税抜き）
- ○○○円（税別）
- ○○○円（本体）
- ○○○円+税
- ○○○円（税抜価格）
- ○○○円（税別価格）
- ○○○円（本体価格）
- ○○○円+消費税

●NGのケース

- ✕ 誤認防止のための表示が、店内のレジ周辺だけで行われている。
- ✕ 誤認防止のための表示が、商品カタログの申込用紙だけに記載されている。
- ✕ 誤認防止のための表示が、インターネットのウェブページにおける決済画面だけに記載されている。

■税抜価格と税込価格を併記することもできます。

（税込価格が見やすく、税抜価格が税込価格と誤認されないように表示）

こんな表示はセーフ！

- 9,800円（税込 10,584円）
- 9,800円（税込 10,584円）
- 9,800円（税込 10,584円）

●明瞭に表示されているとはいえない例

(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある

- 9,800円（税込 10,584円）

(2) 文字間余白、行間余白に問題がある

（一定幅当たりの文字数に問題がある）

- 9,800円（税込 10,584円）

(3) 背景の色との対照性に問題がある

- 9,800円（税込 10,584円）

こんな表示はアウト！

※税率8%の場合。

消費税の転嫁方法や表示方法の決定についてのカルテルが事前の届出によって特別に認められています!

転嫁カルテル とは?

消費税の転嫁方法を複数の企業が話し合って取決めをする共同行為。

一般的に中小事業者が市場において価格形成力が弱いことに配慮して、一部の事業者に認められています。

表示カルテル とは?

消費税についての表示方法を複数の企業が話し合って取決めをする共同行為。全ての事業者・事業団体に認められています。

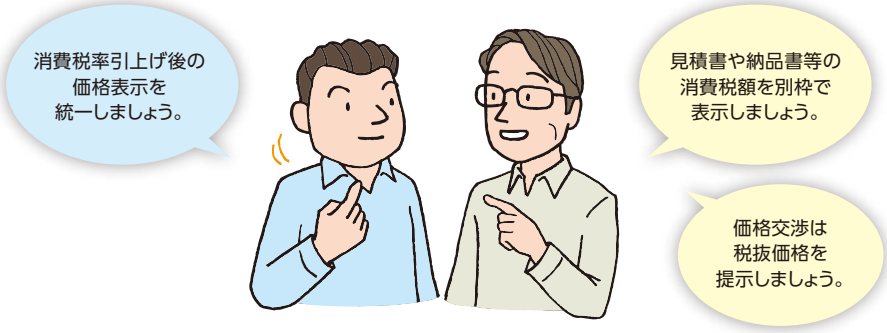

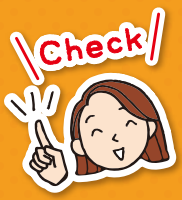

電気めっき業界における転嫁カルテル実施の実例

全国鍍金工業組合連合会 1,428社
（平成26年4月1日現在）

こんな取引はセーフ！

平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、全国鍍金工業組合連合会並びに24会員組合では、消費税率引上げに伴う転嫁カルテルの共同実施を行うこととし、総会・理事会の承認を得て、平成25年11月27日付で公正取引委員会に対し実施届出書を提出、電気めっき業による転嫁カルテルが正式に受け付けられた。

「適正な価格で　適正な取引を」を合い言葉に、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、各会員組合に所属する全てのめっき業を営む組合員事業所に対し、消費税率引上げ後における消費税の転嫁拒否等の行為（とりわけ①減額②買いたたき③本体価格での交渉拒否）の防止に努め、これを周知している。

実施した周知

①消費税転嫁カルテル特設サイトの開設
②組合員事務所にリーフレットとポスターを配布
③取引先に対し、カルテル実施を周知
④新聞に広告掲載

独占禁止法・下請法で問題となる行為もあります!

■「独占禁止法」で問題となる行為の例

消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、消費税率引上げ分の負担を不当にしわ寄せする行為は優越的地位の濫用として独占禁止法上問題になります。

- 消費税率引上げ後に、引上げ前の対価での納入や引上げ分を負担させる値下げを強要する。
- 消費税率引上げ分の加算を申し出たこと等を理由に、発注した分の受領を拒否する。
- 消費税率引上げにより、販売実績が販売予測を下回ったため、売れ残った商品を返品する。
- 対価の、消費税率引上げ分の引上げを受け入れる代わりに、決定済みの支払期日を守らず支払いを遅延する。
- 対価の、消費税率引上げ分の引上げを受け入れる代わりに、協賛金、販売促進費等の金銭の提供を強要する。
- 対価の、消費税率引上げ分の引上げを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品以外の商品の購入を強要する。
- 対価の、消費税率引上げ分の引上げを受け入れる代わりに、取引の相手方が不利益となるように取引条件を変更、設定する。
- 消費税率引上げ前の対価での納入に合意しない、転嫁カルテルに参加している等を理由に、将来の取引の拒絶や取引数量を減らす。

■「下請法」で問題となる行為の例

消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、親事業者が、下請法に違反して消費税率引上げ分の負担を下請事業者に不当にしわ寄せすることは問題となります。

- 消費税率引上げ後の取引とするため、引上げ前の納期を引上げ後に変更する。
- 消費税率引上げ後の取引とするため、引上げ前に納入されたものの下請代金を支払期日の経過後に支払う。
- 消費税率引上げ前に納入された在庫分を引上げ以後に引き取ると約束をして返品する。
- 下請代金の、消費税率引上げ分の引上げを受け入れる代わりに、割引を受けることが困難と認められる手形を交付する。
- 販売時期の延期により、消費税率引上げ後の販売となったことに伴い、下請事業者が添付して納品した製品の値札を無償で差し替えさせる。

売り手に対する転嫁拒否等、違反行為は政府がきちんと是正します!

相 談

※相談先は、次頁を参照

検査・報告

報告命令・立入検査の実施
(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)

指導・助言

違反行為を防止または是正するための指導・助言の実施
(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)

措置請求

実施機関が違反行為があると認める場合、公正取引委員会に対し適当な措置を請求
(主務大臣、中小企業庁長官)

勧告・公表

違反行為があると認める場合、特定事業者(買い手)に対し、適正な転嫁や必要な措置を取るように勧告し、その旨を公表
(公正取引委員会)

消費税転嫁対策特別措置法に基づき、
消費税の転嫁拒否等の違反行為を行った企業等に対して、
これまで27件の勧告が行われています。

※平成27年6月12日時点。

公正取引委員会では勧告を行った特定事業者を公表しています。
公正取引委員会ホームページ「消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧」
(http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/kankokuichiran.html)

経済産業省・中小企業庁・地域経済産業局における相談窓口

部局課名	所在地	電話番号	FAX番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	東京都千代田区 霞が関1−3−1	03-3501-1502 03-3501-1503	03-3501-1505
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	北海道札幌市北区北8条西 2丁目　札幌第1合同庁舎内	011-728-4361	011-728-4364
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	宮城県仙台市青葉区 本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内	022-217-0411	022-721-0270
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市北区 植竹町1丁目155番1号	048-783-3570	048-665-2615
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市中央区 新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館内	048-600-0288	048-601-1500
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	愛知県名古屋市中村区名駅 南4丁目1番22号 旧名古屋税関中出張所内	052-589-0170	052-589-0173
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	大阪府大阪市中央区 大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館内	06-6966-6038	06-6966-6079
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	広島県広島市中区上八丁堀 6番30号　広島合同庁舎2号館内	082-205-5337	082-205-5339
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	香川県高松市 サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎内	087-811-8564	087-811-8558
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	福岡県福岡市博多区 博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎内	092-482-5590	092-482-5551
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	沖縄県那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎内	098-866-0035	098-860-3710

経済産業省 消費税転嫁対策室 （業種別相談窓口）	東京都千代田区 霞が関1−3−1	03-3501-5683	—

消費税の転嫁・表示方法等に関する相談は？

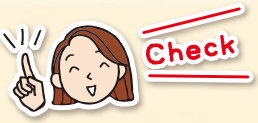

消費税価格転嫁等総合相談センター

センターでは次のような相談を受け付けます。

●転嫁に関する問い合わせ　●広告・宣伝に関する問い合わせ
●消費税の総額表示に関する問い合わせ　●便乗値上げに関する問い合わせ

※消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
※センターの応答事例は、消費税価格転嫁等総合相談センターのHP(http://www.tenkasoudan.go.jp)に掲載されているのでご参考にしてください。

ご相談は専用ダイヤルまたはメール（HP上の専用フォーム）をご利用ください。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール（HP上の専用フォーム）（24時間受付）

http://www.tenkasoudan.go.jp

① 転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課　03-3581-5471（代表）

②転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課　03-3507-8800（代表）

③消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課　03-3581-4111（代表）

（その他）便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費者調査課　03-3507-9196

消費税率の引上げの流れ

平成9年4月より　5%（消費税4%、地方消費税1%）

→

平成26年4月より　8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）

→

平成29年4月より　10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）

一定のものについては経過措置として改正前の消費税率が適用されます。

■ 10%時の経過措置等による消費税率

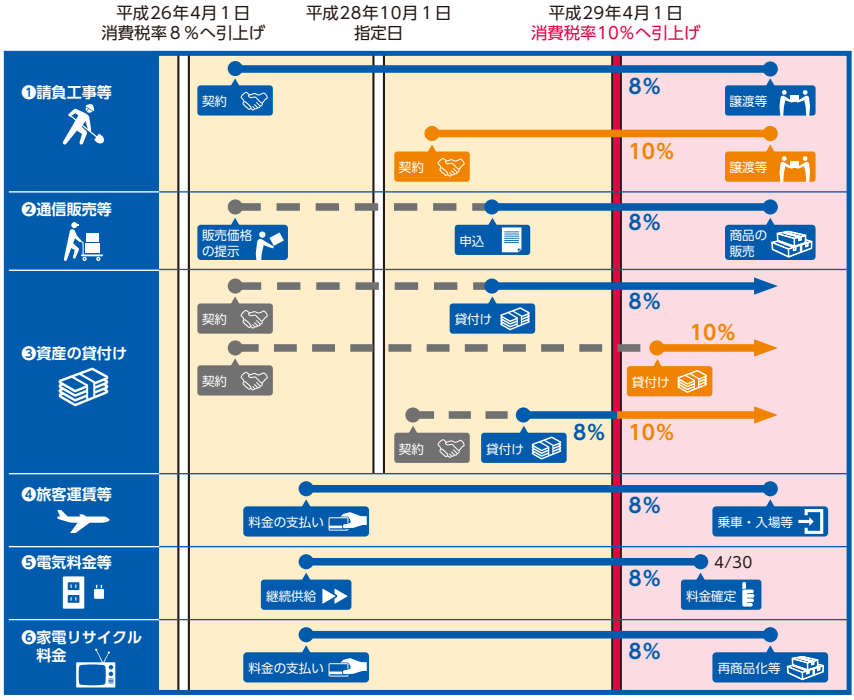

※経過措置の中には、消費税率引上げの半年前を「指定日」として、指定日より前に契約等を行うことを条件に、改正前の税率が適用されるものがあります。

消費税転嫁対策についてより詳しく知りたい方は、
中小企業庁ホームページをご覧ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeitenka.htm

2015-財務課-一般-中-012

「消費税転嫁の手引き」「消費税転嫁万全対策マニュアル」といった冊子をダウンロードすることができます。是非、ご活用ください。